

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件入札は電子入札により実施する。

## 1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

### 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、「印刷物仕様書」のとおり。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められない。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次アに掲げる書類等を添付し、令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時までに電子入札システムへの入力による方法により提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、電子入札システムへ添付できない資料等がある場合には、下記 5 の(1)に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

当該資格の確認結果については、電子入札システムにより別途通知する。

期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 確約書（様式任意（参考様式））

(2) 紙入札により参加しようとする者（福島県電子入札運用基準（物品）（以下、「運用基準」という。）第 9 の規定に該当するものに限る。）は、「紙入札方式参加承諾願（運用基準第 1 号様式）」を下記 5 の(1)で指定する日時及び場所に提出し、その承諾を得た場合に限り、下記 5 の(2)で指定する入札書受付締切日時までに入札書等を持参する方法で入札に参加することができる。

なお、この場合において当該紙入札参加者又はその代理人は開札時に立ち会うものとする。

### 5 入札書の提出期限等

#### (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時 電子入札システムへの入力による。

ただし、紙による参加を承諾された者にあっては、次に示す場所へ持参又は郵送によ

り提出すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課（西庁舎3階）

電話番号024-521-7413

(2) 入札書等の提出受付期間

令和7年3月14日（金）午前9時から

令和7年3月17日（月）午前10時まで

電子入札システムへの入力による。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年3月17日（月）午前10時10分 福島県出納局入札用度課（西庁舎3階）

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、運用基準第12の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、上記4の(2)によること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

入札書には1ページあたりの単価(税抜、小数点以下第2位までとする)に予定数量を乗じて得た金額を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、納入等に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、1ページあたりの単価(税抜)を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、入札書が正常に提出されたことを、電子入札システムの入札受付票によって確認すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、運用基準第13の規定による方法にて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとするが、その日時及び方法については、別紙「再度入札の方法」による。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(5) 紙による参加を承諾された者にあっては、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、運用基準、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、電子入札システムにより出納局入札用度課に令和7年3月4日（火）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、電子入札システムにより回答書を登録するものとする。

(2) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

- (2) 紙入札において委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 紙入札において記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) ICカードを不正に使用して行った入札
- (10) 紙入札方式参加承諾のない者の行った紙入札
- (11) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方を行った入札
- (12) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する単価購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押

印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 単価購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

## 再度入札の方法

### 1 再入札書の提出期限等

再入札書の提出期限等については次のとおりとする。

	区分	月 日	時間
1	再入札依頼通知（1回目）	令和7年3月17日	午前10時20分
2	再入札提出期限（1回目）	〃	午前10時49分
3	開札日時（1回目）	〃	午前10時50分
4	再入札依頼通知（2回目）	〃	午前11時00分
5	再入札提出期限（2回目）	〃	午前11時29分
6	開札日時（2回目）	〃	午前11時30分

※2回目の開札をもって決定しない場合については、別途指示する。

### 2 再度入札の通知方法等

当初の入札書の開札終了後及び再入札書の開札後に、電子入札システムを使用して速やかに再度入札の通知を行うので、システムを使用して入札に参加している者は、再入札通知後速やかに入札書を提出できる体制をとらなければならない。紙入札参加者に対してはその場において口頭により通知をする。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)

2

(略)

# 単価購入契約書(案)

品目及び予定数量 福島県報 予定数量 168,000 ページ (単価契約)

契約単価 円／ページ (税抜き)

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

納入期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

納入場所及び納入方法 福島県総務部文書法務課及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「**福島県**」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約単価をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないとときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。
- 3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。
- 4 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

と認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

- 命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第15条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（予定数量）

**第16条** 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

（個人情報の保護）

**第17条** 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

**第18条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

**第19条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 福 島 県 印

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

#### (事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

#### (調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

#### (指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

#### (再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### (労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

## 印刷物仕様書

印刷物名	福島県報		予定 年間 168,000	( 枚組 ) 枚 組 冊 ページ セット
印刷区分	<input checked="" type="checkbox"/> オフセット <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B 4判 ( <input type="checkbox"/> 仕上がり)	<input type="checkbox"/> インチ × インチ	<input type="checkbox"/> mm × mm	
用紙規格 印 刷 面 印 刷 色	<p><b>【表紙】</b> kg (紙の厚さ)  <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口)  <input type="checkbox"/> その他 ( )  <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 ( 色 )</p> <p><b>【本文】</b> 168,000 頁 kg (紙の厚さ) ※詳細は別紙仕様書のとおり  <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ハカボン紙 (青・黒) (N)  <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 減感 ( 枚目 ) <input type="checkbox"/> 裏カーボン ( 枚目 )  <input type="checkbox"/> 片面刷 (<input type="checkbox"/> モノクロ ( 頁 ) <input type="checkbox"/> 2色 ( 頁 ) <input type="checkbox"/> 3色 ( 頁 ) <input type="checkbox"/> 4色 ( 頁 ))  <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (<input checked="" type="checkbox"/> モノクロ ( 頁 ) <input type="checkbox"/> 2色 ( 頁 ) <input type="checkbox"/> 3色 ( 頁 ) <input type="checkbox"/> 4色 ( 頁 ))</p>			
	<p><b>【仕切紙】</b> 枚  <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 ( )  <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 ( 色 )</p>			
製本	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input type="checkbox"/> 針金とじ ( <input type="checkbox"/> 中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) ( カ所 ) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input checked="" type="checkbox"/> バラ ( 枚帯掛 ) <input checked="" type="checkbox"/> 穴 ( 2 カ所 ) <input type="checkbox"/> ミシン ( 本 ) <input type="checkbox"/> セット仕上 ( 枚帯掛 ) <input type="checkbox"/> 天のり ( 組・枚 1 冊 ) <input type="checkbox"/> 折り ( <input type="checkbox"/> 二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 卷三つ折 <input type="checkbox"/> 卷四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 觀音折 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
グリーン 購入	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外			
	<p><b>【判断基準】</b></p> <p>(1) 総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。)  (2) 印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り Aランクの資材を使用すること。  (3) 報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。  (4) オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。</p>			
写真	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権 : <input type="checkbox"/> 無 ( 点 ) <input type="checkbox"/> 有 ( 点 ) ] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点			
イラスト	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権 : <input type="checkbox"/> 無 ( 点 ) <input type="checkbox"/> 有 ( 点 ) ] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点			
支給原稿	<p><b>【表紙】</b> <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ ( 使用ソフト : )  <b>【本文】</b> <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ ( 使用ソフト : 一太郎、PDF、Word、Excel )  <b>【イラスト】</b> <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ ( 使用ソフト : )  <b>【写真】</b> <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> 電子データ ( 使用ソフト : )     </p>			
原稿引渡	<input type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)			
校正責任者	所属名 総務部文書法務課 担当者 三瓶 内線 ( 2178 ) 外線 ( 024-521-7050 )		校正回数	1 回
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日	データ納品	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (形式: PDF) <input type="checkbox"/> 不要	
納入場所	福島県総務部文書法務課 【その他納品先】 <input type="checkbox"/> 有 ( カ所 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無			
特記事項	用紙規格、原稿引渡その他の印刷物の仕様については、別紙仕様書のとおり。			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。  
 2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。  
 3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物（上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照）については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

## 別紙

### 仕様書

福島県報（以下「県報」という。）の印刷に関する仕様及びその他の条件は、次のとおりとする。

#### 1 種類及び印刷部数

種類は定例、号外及び目録とし、印刷部数はそれぞれ1回の発行につき120部とする。

#### 2 規格等

##### (1) 大きさ

日本産業規格A列4番

##### (2) 用紙

ア 定例及び号外 115部 中質紙 35kg  
5部 上質紙 38kg

イ 目録 120部 色上質紙桃色薄口

色上質紙は、可能な限り古紙パルプ配合率の高い再生紙又は森林認証紙を使用すること。

##### (3) 版組

原則として縦組2段とする。

##### (4) 文字

9ポイントを標準とする。

##### (5) 印刷

オフセット印刷 黒一色

##### (6) その他

編綴用の穴を2箇所穿孔すること。

#### 3 発行回数及び一回一部当たりのページ数

- (1) 定例 102回（週2回×51週）おおむね8ページ
- (2) 号外 67回 おおむね8ページ
- (3) 目録 12回（月1回×12月）おおむね4ページ

#### 4 予定数量

168,000ページ（=1,400ページ×120部）

- (1) 定例 約816ページ
- (2) 号外 約536ページ
- (3) 目録 約48ページ

#### 5 発行日

##### (1) 定例

毎週火曜日及び金曜日。ただし、その日が休日（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する日をいう。）に当たるときは休日の翌日に発行する。

(2) 号外及び目録

その都度指定する日

6 納入条件

(1) 原稿の引渡し

次の区分に応じ、それぞれ定める期限までに原稿の内容を電子化した版下データ（形式は、原則として一太郎形式とする。）を電子メールにより引き渡すこととする。

ただし、必要に応じて、原稿の内容を電子化した原稿データ（形式は、一太郎形式、PDF形式、Word形式又はExcel形式とする。）を引き渡すこととする。

なお、引き渡す版下データは、版下データに使用されているフォントを商用フォントに置換したものとし、その形式は原則として一太郎形式とする。

印影などの特殊な原稿の場合は、必要に応じ、総務部文書管財総室文書法務課（以下「文書法務課」という。）において、紙又は電子記録媒体により、原稿を引き渡すことができる。

ア 火曜日発行分

前週の木曜日（その日が休日に当たるときは、順次繰り上げた日）の午後5時

イ 金曜日発行分

その週の火曜日（その日が休日に当たるときは、順次繰り上げた日）の午後5時

ウ 号外及び目録

随時

(2) データ形式の変換

印刷業者において、引き渡された版下データをオフセット印刷が可能なデータ形式への変換（ページ番号の挿入等必要な編集を含む。）を行う。

ただし、版下データからオフセット印刷が可能なデータ形式への変換が困難である場合には、印刷業者において入稿した原稿に使用されているフォントの商用フォントへの置換及びオフセット印刷が可能なデータ形式への変換を行う。

(3) 校正

発行までの間に印刷データへの変換後の状況で1回校正を行う。ただし、必要に応じ回数を増やすことがある。

(4) 納品

特段の指示がない限り、発行日の午前11時までに文書法務課に納入するものとし、併せて印刷物の内容をWebで公開できるようPDFに加工した電子情報を納入するものとする。この場合、別に指示する数により分割して梱包することがある。

なお、成果品のうち、要郵送分（約90部）については、毎週、金曜日（前週）及び火曜日に発行されたものを取りまとめ、火曜日の午後2時までに文書法務課に納入するものとする。

7 その他

(1) 県報の内容によっては、別に関係課等から増刷の申込みがあることがある（料金は、別に支払う。）。

(2) 校正室を確保できること。

(3) 校正期間が短いことから、校正のやり取りについてスムーズに対応できるスタッフを

確保していること。

- (4) 緊急の対応が可能であること。
- (5) 電子計算機出力の原稿又はUSBメモリ等直接版下からの印刷技術を有していること。
- (6) 福島県報の内容について知り得たことをその発行の時点まで第三者に漏らしてはならないこと。
- (7) 以上のか、仕様の詳細については、文書法務課の指示に従うこと。